⑦　①から⑥までに掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

⑧　①から⑦までに掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき復興庁に属させられた東日本大震災からの復興に関し必要な事務

(3)　(2)の③に掲げる事務は、他の府省の所掌事務としないものとすることとした。（第四条第三項関係）

2　復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職

(一)　復興庁の長

復興庁の長は、内閣総理大臣とすることとした。（第六条第一項関係）

(二)　復興大臣

復興庁に、復興大臣を置くこととし、復興大臣の勧告権及び関係行政機関の長の勧告尊重義務その他所要の規定を整備することとした。（第八条関係）

(三)　副大臣

(1)　復興庁に、副大臣二人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができることとした。（第九条第一項及び第二項関係）

(2)　復興大臣が指定する副大臣は、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐することとした。（第九条第五項関係）

(四)　大臣政務官

(1)　復興庁に、大臣政務官を置くことができることとし、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てることとした。（第一〇条第一項及び第二項関係）

(2)　復興大臣が指定する大臣政務官は、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐することとした。（第一〇条第五項関係）

3　復興推進会議等

復興庁に、全ての国務大臣等をもって組織する復興推進会議並びに関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者をもって組織する復興推進委員会を置くこととした。（第一三条～第一六条関係）

4　復興局

(一)　復興庁に、地方機関として、岩手復興局、宮城復興局及び福島復興局を置くこととした。（第一七条第一項及び第四項関係）

(二)　復興局は、復興庁の事務の一部を分掌することとし、これには、管轄区域の全部又は一部の区域内において、東日本大震災からの復興に関する各種の事業の推進に関し、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員、関係民間事業者等が参加して必要な協議、調整等を行うための組織体に関する事務が含まれるものとすることとした。（第一七条第二項及び第三項）

(三)　復興局の内部組織の編成に当たっては、管轄区域における被災地域の地理的状況に配慮するものとすることとした。（第一七条第六項関係）

5　雑則

復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成三三年三月三一日までに廃止するものとすることとした。（第二一条関係）

6　附則

(一)　この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(二)　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

(三)　東日本大震災復興基本法を改正して国会報告規定を設けることその他所要の規定を整備することとした。（附則第三条～附則第一五条関係）

――――――――――

◇特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（法律第一二六号）（厚生労働省）

1　目的

この法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にＢ型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曽有のものであることに鑑み、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

(一)　「集団予防接種等の際の注射器の連続使用」とは、昭和二三年七月一日から昭和六三年一月二七日までの間において、法律の規定に基づく予防接種又はツベルクリン反応検査が行われた際に、注射針その他医療機器を予防接種又はツベルクリン反応検査を受ける者ごとに取り替えることなく、使用したことをいうこととした。（第二条第一項関係）

(二)　「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりＢ型肝炎ウイルスに感染した者であって当該Ｂ型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在する状態（以下「持続感染の状態」という。）になったもの及びその者の胎内又は産道においてＢ型肝炎ウイルスに感染した者（以下「母子感染者」という。）その他母子感染者に類する者であって持続感染の状態になったものをいうこととした。（第二条第二項関係）

3

(一)　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金

(1)　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者又はその相続人に対し、その者の請求に基づき、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金を支給するものとし、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求について所要の事項を定めることとした。（第三条～第五条関係）

(2)　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次に掲げる特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすることとした。（第六条関係）

イ　重度の肝硬変若しくは肝がんにり患し、又は死亡した者　三、六〇〇万円

ロ　軽度の肝硬変にり患した者　二、五〇〇万円

ハ　慢性Ｂ型肝炎にり患した者　一、二五〇万円

ニ　慢性Ｂ型肝炎にり患した者のうち、発症から二〇年を経過した後にされた訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てに係る者であって、現に慢性Ｂ型肝炎にり患しているもの又は現に慢性Ｂ型肝炎にり患していないが、慢性Ｂ型肝炎の治療を受けたことのあるもの　三〇〇万円

ホ　慢性Ｂ型肝炎にり患した者のうち、発症から二〇年を経過した後にされた訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てに係る者であって、ニに掲げる者以外のもの　一五〇万円

ヘ　イからホまでに掲げる者以外の者（集団予防接種等の際の注射器の連続使用の時（母子感染者については出生時）から二〇年を経過した後にされた訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てに係る者を除く。）　六〇〇万円

ト　イからヘまでに掲げる者以外の者　五〇万円

(二)　訴訟手当金

支払基金は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者又はその相続人が、確定判決等に係る訴訟又は和解若しくは調停に関し、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者であることを確認するための検査費用を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求する者に対し、その者の請求に基づき、訴訟手当金を支給することとした。（第七条関係）